

平成22年度決算検査報告掲記事項の府省・団体別、事項別件数金額総括表

事項 府省又は 団体名	不当事項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指図に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会計検査院法 第34条関係	会計検査院法 第34条及び 第36条関係	会計検査院法 第36条関係		
内閣府 (内閣府本府)	⊖ 1 1180万円	⊖ 1 4億7010万円				⊖ 2 4億8190万円
同 (警察庁)					⊖ 1 (4億4678万円)	⊖ 1 (4億4678万円)
同 (消費者庁)	⊖ 1 313万円					⊖ 1 313万円
総務省	⊖ 20 3億6362万円				⊖ 1 1億2679万円	⊖ 21 4億9041万円
法務省	⊕ 1 320万円					⊕ 1 320万円
	⊖ 6 3億0582万円				⊖ 3 1億1780万円	⊖ 9 4億2362万円
外務省	⊕ 1 66万					⊕ 1 66万円
	⊖ 1 4億3013万円	⊖ 1 1795万円		⊖ 2 (8億0801万円) (200億円)	⊖ 1 755万円	⊖ 5 4億5563万円 (8億0801万円) (200億円)
財務省	⊕ 5 3億6285万円			⊕ 1 32億1109万円	⊕ 1 (22億2551万円)	⊕ 7 35億7394万円 (22億2551万円)
	⊖ 1 2324万円			⊖ 1 618億8817万円		⊖ 2 619億1141万円
文部科学省	⊖ 5 2036万円	⊖ 1 3442万円		⊖ 1 575億8671万円	⊖ 1 52億7203万円	⊖ 8 629億1352万円
厚生労働省	⊕ 2 19億8609万円			⊕ 1		⊕ 3 19億8609万円
	⊖ 255 48億8726万円	⊖ 3 6億7289万円	⊖ 2 191億3433万円 (1318億8947万円)	⊖ 6 250億7563万円 (4億3089万円) (1357億3833万円)	⊖ 2 2億6099万円	⊖ 268 492億8625万円 (1318億8947万円) (4億3089万円) (1357億3833万円)
農林水産省	⊕ 1 670万円			⊕ 1 35億7606万円		⊕ 2 35億8276万円
	⊖ 39 5億5100万円			⊖ 6 364億5773万円 (22億4129万円)	⊖ 3 57億8579万円 (5億0260万円) (1億2182万円)	⊖ 48 427億9452万円 (22億4129万円) (5億0260万円) (1億2182万円)
経済産業省				⊕ 1 (32億4166万円)		⊕ 1 (32億4166万円)
	⊖ 12 4億0710万円	⊖ 1 4668万円		⊖ 1 657億円	⊖ 1 3469万円	⊖ 15 661億8847万円
国土交通省	⊕ 1 1028万円					⊕ 1 1028万円
	⊖ 28 26億0044万円	⊖ 2 2億0431万円 (5920万円)	⊖ 3 8億2817万円 (6億8396万円) (33億1252万円) (1000億4162万円)	⊖ 6 690億8950万円 (244億9911万円) (792億8700万円)	⊖ 1 4359万円	⊖ 40 727億6601万円 (5920万円) (6億8396万円) (33億1252万円) (1000億4162万円) (244億9911万円) (792億8700万円)
環境省	⊖ 5 1億2814万円	⊖ 1 3億9187万円		⊖ 1 23億6885万円 (78億8922万円)		⊖ 7 28億8886万円 (78億8922万円)
防衛省		⊕ 1 2834万円				⊕ 1 2834万円
	⊖ 2 1592万円	⊖ 2 9081万円		⊖ 2 1022万円 (60億4426万円)	⊖ 5 9億1815万円	⊖ 11 10億3510万円 (60億4426万円)

事 項 府省又は 団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指図に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 及 び 第 3 6 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 6 条 関 係		
日本私立学校振興・共済事業団	⊖ 6 1億3060万円	件	件	件	件	⊖ 6 1億3060万円
日本中央競馬会		⊖ 1 4億5713万円				⊖ 1 4億5713万円
東京地下鉄株式会社				⊖ 1 (121億4231万円)		⊖ 1 (121億4231万円)
東日本高速道路株式会社					⊖ 1 539万円	⊖ 1 539万円
中日本高速道路株式会社					⊖ 2 2億3946万円	⊖ 2 2億3946万円
西日本高速道路株式会社					⊖ 2 1億8623万円	⊖ 2 1億8623万円
本州四国連絡高速道路株式会社					⊖ 1 110万円	⊖ 1 110万円
日本郵政株式会社	⊖ 1 10億8331万円					⊖ 1 10億8331万円
全国健康保険協会	⊖ 1 513万円					⊖ 1 513万円
日本年金機構	⊖ 2 1016万円		⊖ 1 7億7971万円	⊖ 1 (56億2441万円)		⊖ 4 7億8390万円 (56億2441万円)
独立行政法人情報通信研究機構	⊖ 1 1295万円					⊖ 1 1295万円
独立行政法人日本貿易保険		⊖ 1 9126万円				⊖ 1 9126万円
独立行政法人産業技術総合研究所				⊖ 1 42億2209万円		⊖ 1 42億2209万円
独立行政法人造幣局				⊖ 1 21億2400万円		⊖ 1 21億2400万円
独立行政法人国立印刷局					⊖ 1 710万円	⊖ 1 710万円
独立行政法人農畜産業振興機構	⊖ 2 1984万円			⊖ 1 82億8413万円		⊖ 3 83億0397万円
独立行政法人国際協力機構					⊖ 1 1101万円	⊖ 1 1101万円
独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構	⊖ 1 2604万円				⊖ 1 2億7306万円	⊖ 1 2億7306万円
独立行政法人日本学術振興会	⊖ 5 793万円				⊖ 1 2963万円	⊖ 6 3756万円
独立行政法人理化学研究所					⊖ 1 4億5952万円 (55億2981万円)	⊖ 1 4億5952万円 (55億2981万円)
独立行政法人宇宙航空研究開発機構					⊖ 1 3805万円	⊖ 1 3805万円
独立行政法人雇用・能力開発機構		⊖ 1 6億7013万円			⊖ 1 1億7694万円	⊖ 2 8億4707万円
独立行政法人労働者健康福祉機構					⊖ 2 18億0562万円	⊖ 2 18億0562万円

事 項 府省又は 団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指図に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 及 び 第 3 6 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 6 条 関 係		
独立行政法人 国立病院機構	ⓐ 7 1億1311万円			ⓐ 1 1億2742万円		ⓐ 8 1億4159万円
独立行政法人 海 洋 研 究 開 発 機 構					ⓐ 1 18億3827万円	ⓐ 1 18億3827万円
独立行政法人 中小企業基盤 整 備 機 構					ⓐ 1 8307万円	ⓐ 1 8307万円
独立行政法人 都市再生機構	ⓐ 2 9309万円	ⓐ 2 3843万円 (546億0463万円)				ⓐ 4 1億3152万円 (546億0463万円)
独立行政法人 日本原子力 研究開発機構					ⓐ 1 126億2770万円	ⓐ 1 126億2770万円
独立行政法人 住 宅 金 融 支 援 機 構	ⓐ 6 3億7990万円			ⓐ 1		ⓐ 7 3億7990万円
独立行政法人 国 立 が ん 研 究 セ ン タ ー					ⓐ 1 2億4290万円	ⓐ 1 2億4290万円
独立行政法人 国立循環器病 研究センター					ⓐ 1 8億9341万円	ⓐ 1 8億9341万円
独立行政法人 国立精神・神経 医療研究センター					ⓐ 1 1830万円	ⓐ 1 1830万円
独立行政法人 国立国際医療 研究センター					ⓐ 1 1億0686万円	ⓐ 1 1億0686万円
独立行政法人 国立成育医療 研究センター					ⓐ 1 2億4055万円	ⓐ 1 2億4055万円
独立行政法人 国立長寿医療 研究センター					ⓐ 1 2452万円	ⓐ 1 2452万円
国立大学法人 北海道大学				ⓐ 1 4065万円		ⓐ 1 4065万円
国立大学法人 埼 玉 大 学				ⓐ 1 2億4760万円		ⓐ 1 2億4760万円
国立大学法人 東 京 大 学	ⓐ 1 4493万円					ⓐ 1 4493万円
国立大学法人 東 京 医 科 歯 科 大 学				ⓐ 1 2074万円		ⓐ 1 2074万円
国立大学法人 東京外国語大学				ⓐ 1 7067万円		ⓐ 1 7067万円
国立大学法人 一 橋 大 学				ⓐ 1 1億3849万円		ⓐ 1 1億3849万円
国立大学法人 新 潟 大 学	ⓐ 1 4374万円					ⓐ 1 4374万円
国立大学法人 福 井 大 学				ⓐ 1 1306万円		ⓐ 1 1306万円
国立大学法人 信 州 大 学				ⓐ 1 4487万円		ⓐ 1 4487万円
国立大学法人 静 岡 大 学				ⓐ 1 3億4524万円		ⓐ 1 3億4524万円

事 項 府省又は 団体名	不 当 事 項	意見を表示し又は処置を要求した事項			本院の指摘に基づき 当局において改善の 処置を講じた事項	計
		会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 4 条 及 び 第 3 6 条 関 係	会 計 検 査 院 法 第 3 6 条 関 係		
国立大学法人 名古屋大学	件	件	件	⊕ 1 8370万円	件	⊕ 1 8370万円
国立大学法人 京都大学				⊕ 1 3億6222万円		⊕ 1 3億6222万円
国立大学法人 大阪大学				⊕ 1 5億0212万円		⊕ 1 5億0212万円
国立大学法人 香川大学	⊖ 1 1332万円					⊖ 1 1332万円
国立大学法人 高知大学				⊕ 1 9300万円		⊕ 1 9300万円
国立大学法人 九州大学				⊕ 1 1億8906万円		⊕ 1 1億8906万円
国立大学法人 鹿児島大学				⊕ 1 6110万円		⊕ 1 6110万円
首都高速道路 株式会社					⊕ 2 9030万円	⊕ 2 9030万円
阪神高速道路 株式会社					⊕ 2 6373万円	⊕ 2 6373万円
独立行政法人 沖縄科学技術研 究基盤整備機構	⊕ 1 3930万円					⊕ 1 3930万円
北海道旅客鉄道 株式会社				⊕ 1 (26億8993万円)		⊕ 1 (26億8993万円)
四国旅客鉄道 株式会社				⊕ 1 (9043万円)		⊕ 1 (9043万円)
九州旅客鉄道 株式会社				⊕ 1 (26億1023万円)		⊕ 1 (26億1023万円)
エヌ・ティ・ティ・ コミュニケーションズ 株式会社					⊕ 1 2億1058万円	⊕ 1 2億1058万円
東日本電信電話 株式会社					⊖ 1 4683万円	⊖ 1 4683万円
					⊕ 1 3億7517万円	⊕ 1 3億7517万円
西日本電信電話 株式会社					⊖ 1 3070万円	⊖ 1 3070万円
					⊕ 1 10億9767万円	⊕ 1 10億9767万円
株式会社かん ぼ生命保険					⊕ 1 828万円	⊕ 1 828万円
合 計	⊖ 22 25億9006万円	⊖ 2 4億8547万円	件	⊖ 4 69億1457万円	⊖ 4 3億5059万円	⊖ 32 102億4175万円
	⊕ 403 115億5116万円	⊕ 16 27億2885万円	⊕ 6 207億4221万円	⊕ 48 3504億2569万円	⊕ 50 334億4874万円	⊕ 523 4181億4583万円
	計 425 141億4122万円	計 18 32億1432万円	計 6 207億4221万円	計 52 3573億4026万円	計 54 337億9933万円	計 555 4283億8758万円

○ 上記の各事項のほか、「国会及び内閣に対する報告」(随時報告)が10件、「国会からの検査要請事項に関する検査状況」が1件、「特定検査対象に関する検査状況」が6件あり、これらを含めた掲記件数は568件(随時報告のうち5件は「意見を表示し又は処置を要求した事項」として掲記しており、その件数の重複分を控除している。)である。

(注1) ⊖は収入に関するもので、⊕は支出等に関するものである。

(注2) 金額は1万円未満を切り捨てているので、集計しても合計額とは一致しない場合がある。

(注3) ( )書きの金額は、背景金額であり、個別の事案ごとにその捉え方が異なるため金額の合計はしていない。

(注4) 財務省及び厚生労働省のうち各1件は、財務省及び厚生労働省の両方に係る指摘であり、金額は財務省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(注5) 農林水産省の「不当事項」には、「役務・補助金」と「補助金」の両方に掲記している事態が1件あり、件数及び金額の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(注6) 農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構のうち各1件は、農林水産省及び独立行政法人農畜産業振興機構の両方に係る指摘であり、金額は独立行政法人農畜産業振興機構のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(注7) 国土交通省及び独立行政法人住宅金融支援機構のうち各1件は、国土交通省及び独立行政法人住宅金融支援機構の両方に係る指摘であり、金額は国土交通省のみに計上している。また、件数の合計に当たっては、その重複分を控除している。

(注8) 「不当事項」と「意見を表示し又は処置を要求した事項」の両方で取り上げているもの(①検査所等の健康監視システムに関するもの、②国民健康保険の療養給付費補助金等に関するもの、③ふるさと雇用再生特別基金事業に関するもの、④年金相談センター運営業務の委託に関するもの、⑤独立行政法人国立病院機構病院における診療報酬の請求に関するもの)と、「不当事項」と「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」の両方で取り上げられているもの(⑥雇用保険の失業等給付金に関するもの、⑦介護給付費負担金に関するもの)があり、それぞれその金額の重複分を控除しているため、各事項の金額を集計しても計欄の金額とは一致しない。

(注9) 「意見を表示し又は処置を要求した事項」及び「本院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項」には、指摘金額と背景金額の両方があるものが計9件ある。